

議 事 要 旨 記 録 票

日 時	令和7年12月24日(水) 午後3時30分から午後4時30分			
場 所	みらいく多目的室2～4会議室			
会議件名	令和7年度 第5回いじめ防止対策推進条例策定検討委員会			
主な議題	パブリックコメントについて、意見交換			
参加者	<p>(委員)：嶋崎委員長、福田副委員長、古谷委員、出牛委員、飯田委員、山岸委員、太田委員、和田委員、仙波委員、中田委員、宇田川委員、村田委員、萩原委員、高原委員、藤井委員、滝瀬委員、杉本委員</p> <p>(事務局)：前田統括指導主事、坪田主幹、蟹江指導主事、河住指導係長、小松指導係主任</p>			
配布資料	<p>(01) 日野市いじめ防止対策推進条例策定検討委員会名簿</p> <p>(02-1) (02-2) 会議資料</p> <p>(03) 日野市いじめ防止対策推進条例(案)</p> <p>(04) 逐条解説</p> <p>(05) 日野市いじめ防止基本方針</p> <p>(06) (参考) 日野市いじめ防止対策推進条例策定検討委員会設置要綱</p>			
結 果	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 40%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 了承(意見なし) <input checked="" type="radio"/> 了承(意見あり) <input type="radio"/> 要修正・再説明 <input type="radio"/> 不承諾 <input type="radio"/> 情報共有のみ </td> <td style="width: 10%; font-size: 4em; vertical-align: middle; padding: 0 10px;">}</td> <td style="vertical-align: middle;"> <p>いずれかに該当する場合は「主な内容」欄に 意見要旨を記載</p> </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 了承(意見なし) <input checked="" type="radio"/> 了承(意見あり) <input type="radio"/> 要修正・再説明 <input type="radio"/> 不承諾 <input type="radio"/> 情報共有のみ 	}	<p>いずれかに該当する場合は「主な内容」欄に 意見要旨を記載</p>
<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 了承(意見なし) <input checked="" type="radio"/> 了承(意見あり) <input type="radio"/> 要修正・再説明 <input type="radio"/> 不承諾 <input type="radio"/> 情報共有のみ 	}	<p>いずれかに該当する場合は「主な内容」欄に 意見要旨を記載</p>		
主な内容	<p>1. いじめ防止対策推進検討委員会委員長挨拶(委員長)</p> <p>委員の皆様、よろしくお願ひいたします。今日は雨の中おいでいただいた。第5回目となるが、今日も会の進行にご協力いただけると大変ありがたい。今、重大事態の61件目を同時進行でやらせていただいている。何を申し上げたいかという、やはり事務局の方の力は本当に大きい。今日ここにもいらっしゃるが、私は事務局の皆さんの力に本当に助けられている。今日のような会以外の部分で事務局が如何に努力しているかご覧いただきたいところであるが、委員の皆さんにも是非ご協力いただきたい。</p> <p>2. 本日の会議について</p> <p>1) 第4回 いじめ防止対策推進検討委員会 委員意見(事務局)</p> <p>※資料02-1『会議資料』参照。</p> <p>前回の第4回検討委員会閉会后、パブリックコメント(令和7年11月17日(月)から12月16日(火)まで実施)に臨むまでの間で委員の皆様から頂いたご意見を反映させていただ</p>			

いた。振り返りという形でご確認いただきたい。

設問1) 日野市いじめ対策推進条例(案)についていただいたご意見。

第2条いじめの(定義)に関するご意見。「子供又は児童等」と法のいじめの定義に加えて子供を加えることについては懸念が生じる。前提として「いじめは小中学生」を対象とするため、もし幼児またはその保護者間でのトラブルが生じた場合、いじめ条例を遵守していないという問題に発展してしまうという懸念がある。幼児を加えるのであれば、「いじめに類する行為」等表現を慎重にすべきではないかというご意見をいただいた。理念として扱う時の「いじめ」に対して子供全体を含めることについては理解しつつも、法の趣旨と実務を考えた場合には「いじめ」の対象は児童等であって、それ以外の者(特に幼年者)が含まれると解釈することに懸念を持つという趣旨であると事務局は解釈した。「いじめ」の定義上、「子供及び児童等～」ではなく「子供又は児童等」とすることで、「いじめ」が登場する条文の文脈に応じて、その対象者が「子供」なのか「児童等」なのかを選択できるようにした構成案としている。条例の逐条解説で、理念に関する「いじめ」の対象は「子供」であり、実務に関する「いじめ」の対象は「児童等」で整理をしている。今回の委員意見を差異として区分するのであれば、ただし書ではなく、①いじめ②いじめに類する行為③いじめ等のような定義が必要になると考えている。概念上の対応で定義を複雑化させるのは、あまり得策では無いと判断し、逐条解説での対処で解決を行うとさせていただきたい。

第2条(定義)と第8条(保護者の責務)に関して。第8条第1項は「保護者」、第2・3項は「保護者等」となっているというご意見のとおり修文した。

第3条(基本理念)第3・4項について。いじめを受けた子どもといじめを行った子どもを分けたことについて賛同するというご意見。分けたことで「いじめを行った側」への指導が明確化されたことが本条例の一つの特徴になっている。30年以上前から「いじめられる側の心理」について探求されてきた方のお話。いじめを行う子供自身に潜む心理について思いを向け、いじめを行ってしまう子どもも指導が必要であり、支援が必要な存在だというご意見をいただいた。

設問2) それ以外の感想やご意見。

子どもへの周知について。子ども達はクロムブックを持っているので活用してはどうかというご意見をいただいた。

子ども条例のお話。「(条例ができたことによって)子どもを取り巻く環境が劇的に変化したとは思わない。でも確実に言えることは、子どもを取り巻く大人が子ども条例をきっかけに子どもについて真剣に考える機会が増えた。考えることが子どもへの理解につながり、子ども達が過ごしやすい環境が作られていくと思う。」という未来志向型の考え方。子どもも大人も問わずに発信し続けることに意義があるというご意見。

先生方ではできないいじめ防止のための教材作り(出前授業)など、日野市教育委員会が

中心となって進めていくと子どもや保護者へ広く伝わるというご意見。

これらのご意見を踏まえたうえで、パブリックコメントに臨んだ。

2) いじめ防止対策推進条例パブリックコメントについて（事務局）

※資料 02-2『会議資料』参照。

令和7年11月17日(月)から12月16日(火)の1か月間パブリックコメントを実施した。お一人の方から3件いただいております、項番01～03としている。一つずつ皆さんと一緒に理解を深めていきたい。

項番01。第8条第1項の後に「1の2 保護者は、その保護する子供がいじめを行ったと認められた場合においては、当該いじめの重大性を認識し、被害を受けた子供への配慮及び保護者への誠実な対応に努めるとともに、市、教育委員会及び学校が行う当該子供に対する指導、並びにいじめの再発防止及び被害を受けた子供への支援に関する措置に協力するものとする。」という項目を追加してはどうかというご意見をいただいた。追加する理由。「いじめを行った子供の保護者」が、いじめ発生後に具体的にどのような責任を負い、どのように行動すべきかについて明確な規定がないため。「いじめ事案発生後の保護者の責務の明確化」いじめを行った子供の保護者に対しいじめの重大性を認識させ、被害児童とその保護者への配慮や誠実な対応を求めることで、事案発生後の責任と行動指針を明確にする。「事案解決と再発防止の促進」保護者が市、教育委員会及び学校が行う指導や支援に関する措置に積極的に協力することで、いじめを行った子供自身の行動改善を促し、いじめの再発防止に繋がる。子供への指導が実効性を伴うためには保護者の協力が不可欠である。「被害児童とその保護者の安心の確保」いじめを行った側の保護者が誠実に対応する姿勢を示すことは、被害を受けた子供とその保護者の心理的負担を軽減し回復への道りを支援するために極めて重要である。このようなご意見をいただいている。これに対する事務局検討経過。ご意見ではいじめを行った側の保護者といじめを受けた側の保護者における様々な対応にも言及する恐れがある要素が含まれており、条例にどこまで規定すべきか、疑義が残る。特に学校管理下で起きた事象では更なる議論の余地があっても、保護者同士の関係性について一定のルールを作るべきではないか、というような保護者間同士に関わる内容が記載されることになる。このご意見に応える場合、市が全ての局面において介在しない、いじめを行った側といじめを受けた側の関係を規定することになる。他の法や条例などの建付けから、ここに特化してご意見を根拠に条例に規定すれば、直接的にいじめを受けた側がいじめを行った側に対する調整が今後困難になってしまう恐れがある。解釈上その趣旨が含まれることを示すのは、慎重であるべきではないか。条例の仕立てとしては、基本理念+保護者の責務、必要に応じて「いじめの防止等」の定義の解釈を丁寧に説明しながら、多くの関係者に根気強く理解いただくことが大切で、それが条例の真に意図するところの解釈を深めるこ

とに繋がるのではないか。

第3条（基本理念）の部分。（※資料04『逐条解説』9頁参照。）第3条第3項「いじめを受けた子供への支援」いじめを受けた子供への「必要な支援」について掲げている。第4項「いじめを行った子供への措置」いじめを行った子供への「必要な措置」について掲げている。逐条解説にこれらの内容を盛り込んでいきたい。なお、第3条第3項及び第4項の規定に基づく支援及び措置については、条例第12条（日野市いじめ防止基本方針）に基づき、条例第13条に規定する各学校の「学校いじめ防止基本方針」を、各学校の実状に合わせ、日野市いじめ防止基本方針に基づく記載を基本とすると逐条解説に記載している。

第8条（保護者の責務）の【趣旨】の部分にも記載している。（※資料04『逐条解説』12頁参照。）

第3項。保護者が努めていかなければならない協力とはどのようなものがあるのかという内容。3つ。（※資料04『逐条解説』13頁参照。）「未然防止・早期発見への協力」家庭内でのコミュニケーションに努めることや学校への情報提供など。「いじめ発生時における協力」いじめを行った及びいじめを受けた子供の保護者は、学校等が行う指導や再発防止策に協力すること。二者どちらかに偏ることなく当該保護者として協力を求める。「継続的な支援への協力」継続的なフォローアップ体制においても、家庭としての役割を必要とし、連携すること。これらを保護者の責務として掲げている。（※資料02-2『会議資料』3頁参照。）基本理念+保護者の責務、必要に応じて「いじめの防止等」の定義を掲げており、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的としている点を踏まえ、「いじめ」という行為そのものをいかにして起こさないかに主眼が置かれていることが本条例の特徴。いじめを行った側の責任を個別に追及することを目的としていないのは、上位の法が受け継がれているため。最後に、必要な修文に掛かる点について。措置への協力、保護者の協力の部分。条例上の基本理念の第3条第3項に加えて、既に第8条第3項に類似規定があるため、逐条解説で追加してはどうか。「再発防止」の概念は、条例上の理念及び実務において全て網羅され、全体に掛かっている。しかし、「再発防止」に関しては特段掲げていない。法を踏まえ、逐条解説上における条例第2条第2号の定義に「再発防止」を記載し、条例上の理念及び実務に包含されているという趣旨として示してはどうか。（※資料04『逐条解説』3～4頁参照。）第2条（定義）第2号「いじめの防止等」の部分。「いじめの防止等」の定義とは、未然防止、早期発見及び対処これら全般を指しており、再発防止も包含されていると記載した。

項番02。「いじめを受けた子供に対する支援の具体化と強化」（※資料02-2『会議資料』6頁参照。）第3条第3項の後に具体的な支援について追加するのはどうかというご意見。追加する理由。「支援内容の具体化」「専門機関との連携強化」「長期的な視点の導入」「子供の意思の尊重」が期待できるため。

続いて項番 03。「いじめを行った子供に対する指導の具体化と強化」第 3 条第 4 項の後に追加するのはどうかというご意見。追加する理由。「指導内容の具体化」「教育的観点の強調」「専門機関との連携促進」「保護者の役割の明確化」が期待できるため。

これに対する事務局検討経過。条例第 12 条では、いじめの防止等のための対策の基本的な方向及び内容に関する事項を「日野市いじめ防止基本方針」に定めるとして整理している。提案いただいた内容は、いずれもいじめの防止等のための対策の具体的な内容に該当するもので、日野市いじめ防止基本方針に盛り込むべきと整理した。条例第 13 条では「学校いじめ防止基本方針」について、学校の実情に応じながら、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとし、日野市いじめ防止基本方針を基に立てられるものになる。これら、いずれの基本方針にも盛り込むことで整理したいと考える。

項番 03 においても、事務局の整理の仕方は項番 02 と同様。第 12 条（日野市いじめ防止基本方針）に関して。（※資料 04『逐条解説』17 頁参照。）具体的な対策の内容の主な項目を第 1 項第 2 号に記載している。それを挟む形で、市、教育委員会、市長部局との連携が本条例を定めることによってより図られるということを示している。特に第 3 号においては、市、教育委員会で調査するいじめ問題対策委員会の調査を市長に報告後、市長による再調査についても言及している。市、教育委員会、市長部局の関係性を深めていくことも大切な要素であり、基本方針に掲げている。第 13 条（学校いじめ防止基本方針）について。（※資料 04『逐条解説』18 頁参照。）条例で「日野市いじめ防止基本方針」に基づく記載を基本とすると示している。コメントをいただいた項番 02 と 03 に関してはこのような方向性で回答したいと考えている。

今の考え方に基づき「市の考え方」（※資料 02-2『会議資料』参照。）として整理させていただいた。

（委員長）3 点あるので、まずは項番 01 からご意見をいただきたい。

（事務局）日野市の中でも右肩上がりですべての件数が増えており、今後こういう考えをなさる方もいると思っている。条例上どこまで記載するのが適当なのか、ご意見いただければと思う。

（委員長）条例があり、基本方針があり、最終的に学校の基本方針もある。今は条例の部分を考えているが、保護者の責務に関する内容を変えてはどうかというご意見であった。学校の基本方針にも関わってくることであり、条例の部分に細かに記載してはどうかというご意見だったが、学校関係者の方、いかがでしょう？

（委員）ここ数年、まさにパブリックコメントのご意見のような状況で、直接対応することがある。学校がいじめの加害と被害の間に立って双方を指導・支援するという立場の中で、どこまでが指導に当たるのかというのはいつも悩まされること。いじめた側がどこまで責任を負わなければいけないのか、などについて私たちが最後に折り合いをつけるのは法。い

じめ防止対策推進法に基づく範囲の中で私たちがやれることを提案し、なかなかどちらかに納得いただけないケースもあるが、そこを粘り強くやっていることから考えると、事務局検討経過のような懸念については非常に共感できると感じた。

(委員) この会に出席する中で、いじめを行った子供に関しては第3条に記載されているということだが、だいぶあっさりしているという印象を受けていた。しかし、いじめをされた側だけでなくいじめを行った側の子供に対する措置に関しても明記され、その次に基本方針の中で細かく対応策などが示されていたらいいのではないかと感じた。

(委員長) ありがとうございます。条例があり、基本方針があり、学校でも基本方針を作っているわけだが、このあたりの並びというか、どのように考えたらよろしいでしょうか？

(委員) 法律、条例、規則のように分かれるが、だんだん下に行くほど細かくなっていく。法律を変えらば国会議員が議論しなければいけない。条例を変えらばこのような委員会を開かないといけない。中身を変えたくなった時や改正の手続きは下に行くほど簡単になってくる。条例というのはガチガチに決めてしまうと変えるときにすごく大変。細かな解釈まで入れてしまうと、時代にそぐわなくなってきたときに条例を変えなければならぬという話になってくる。だから、下位規範である規則などにゆだねて、その時代に合わせて柔軟に変えられるようにするというのが法律の作るうえでの基本的な考え方。

(委員長) ありがとうございます。よくわかりました。学校関係者の方からは確かにこういうことがあるというお話があった。お二方からは現在の法体系に則ることで、運用がより柔軟に対応ができるという考え方を伺った。委員にもう一度伺いたいが、学校では基本方針の中に入れれば、ということがあるかと思うが、先程の二人の委員のご意見を聞いていかがでしょう？

(委員) 先程の説明のように現場の対応としては縛られてしまうような懸念があるので、個々の事態に学校も柔軟に対応できるようにしたいと考えている。

(委員長) パブリックコメントで提案いただいた内容は理解できるものの、市の考え方で纏めていくというご意見が多い。1点目についてはこれで閉じてよろしいか？

(異議なし)

(委員長) 大勢の方に頷いていただいたので、1点目は終了とさせていただきます。

続いて項番 02。第3条第3項の2、いじめを受けた子供に対する支援について5項目あるが、ご意見いただきたい。

(事務局) このご意見をいただいたところ、支援や措置についてもっと具体的で、如実に記載されている。先程の項番 01 のご意見と同じ方向を向いていくと考えられるが、この1～5号まで掲げた部分は非常に大切。ここが足りていない、こういったところを手厚くした方がいい、というような財政的な支援に関してなど現場のご意見があればお寄せいただければと思う。

(委員長) 大枠としては1点目とほぼ変わらないと思うが、ここに掲げられている5項目について学校関係の方ご意見ございませんか？

(委員) 今お話いただいた通り、1点目と同じ方向性が良いと思う。方向性は一緒だが、2点目の方がより内容としては大切だと思うので、市の基本方針が示されれば学校としても具体策を立てていく必要があり、意識が向上するのではないかと考える。

(委員) こちらもすごく具体的。ここまで具体的なものを全部条例に入れるのは少し堅く、ここまで載せなくてもいいのかなという気がする。

(委員) 5項目全部ではなくても、学習の機会の確保は入れてほしい。いじめを受けた側が、いじめた側がいる学校に改めて行こうと思ったり一緒に教室で勉強しようと思ったりするほど復活するには、結構時間がかかると思う。学習の機会は確実に確保していただきたい。

(委員長) 5項目あるが、「学習機会の確保」は条例に含めるべきという貴重なご意見をいただいた。今のご意見を受けて、今後の方向性など事務局からありますか？

(事務局) 今いただいたご意見はまさに現場の声だと事務局も認識している。ひとたびこういうことが起きたときに、まずは体調や精神的なところがあって、次のステップとして、学習の保証は2番目の大きな要素だと思う。学習の保証に関しては、日野市いじめ防止基本方針で定めている。(※資料05『日野市いじめ防止基本方針』5頁～参照。)
「第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項」で学習の保証なども含めていじめが起きた時にはこういう形でやっていくという記述が入っている。いじめの対策において学習の保証は重要なことであると認識している。(※11頁参照。)
パブリックコメントを受けて記述したところであるが、学習の保証に努めていくと基本方針に掲げている。また、重大事態の調査に関する内容(※13頁参照。)で、ア)③「被害児童・生徒に対しては、事情や心情を聴取し、当該児童・生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をします」という記述がある。基本方針全体を通して、学習の機会を保証していくと定めている。

(委員長) 委員からは重大事態に限らずということのご意見だったような気がする。例えば、9頁(5)(ア)「被害者である子供・加害者である子供・周囲の子供への取組」の中で、「被害者である子供の安全の確保」これは絶対に大事。「スクールカウンセラー等を活用した支援」この部分に学習支援があってもいいのではないかと、というようなご意見のように伺ったが、違いましたか？

(委員) 大小にかかわらず、被害者の児童・生徒が何か嫌な思いをして学校に来られなくなってしまった場合に、学校に来なくても学習ができることを保証してもらえる、というところを入れてもらえたらいいと思う。

(委員長) ここで副委員長のご意見を伺ってもよろしいでしょうか。

(副委員長) 大切な視点だと思うので、基本方針にその趣旨をしっかりと入れ込むのがよいと思う。理由としては、条例を整理する中で、具体的な方法に関しては別途明記する方針だったため。基本方針に盛り込むという案はどうでしょうか？

(委員) 「学習支援」という言葉を付け加えるだけでは無意味で、必要な支援の方法を具体的にイメージするのが大事だと感じた。唱えるのはいいが、言葉だけ書き込んであとはイメージできていない、という印象を受けてしまった。

(副委員長) 個別の学習の支援というよりも、失われやすい学習の機会をしっかりと確保しましょうということ。ケースバイケースで支援の方向は違う。支援する場所すらないとまずい。「学習の機会の確保」を方針として示されて、各学校事案で考えていくのがその子供にとって望ましい支援につながるのではないかと思った。書き込むのは難しいと思う。

(委員長) 「学習の機会」を唱えていきたい。大事なご意見をありがとうございます。これまでの議論を踏まえて事務局からご意見ございますか？

(事務局) ご意見ありがとうございます。「学習の機会」の確保に関して具体的にどういう形で行くのかという話もあった。副委員長からもあったように、学習の機会の保証に関しては基本方針の中に盛り込んでいくという方向性で建付けをしていきたいと考えており、決まり次第、委員長にご相談させていただきたい。よろしく申し上げます。

(委員長) 3点目に入る。項番 03。第3条第4項の2。いじめを行った子供に対する指導について。ここでも5点挙げていただいている。もう一度読んでいただいてご意見をいただきたいと思う。

真ん中の市の考え方をお読みいただいたと思うが、この考え方に基づいてまとめるという方向性でよろしいか？

(異議なし)

(委員長) ありがとうございます。その方向でまとめさせていただきたい。この後また話があると思うが、細かなところでご意見等あれば委員長預かりで進めさせていただきたいが、それでよろしいか？

(異議なし)

(委員長) たくさんの方から領いていただいたので、これにて終了とさせていただきます。

3. 第5回検討委員会に対するご意見 (事務局)

今回もアンケートフォームを用意している。次の市議会や原案を出す定例会などの都合により、期日を明後日の12月26日(金)までとさせていただいている。ご無理のない範囲でご意見をお寄せいただきたい。

4. その他 (事務局)

※資料 06『日野市いじめ防止対策推進条例策定検討委員会設置要綱』参照。第4条の委員の任期について。いじめ防止対策推進条例の制定をもって解散となる旨ご報告させていただく。

5. いじめ防止対策推進検討委員会 副委員長挨拶（副委員長）

皆様お疲れ様でした。まず副委員長として数回会議を欠席したことお詫びいたします。条例案や条文、基本方針、逐条解説を意識しながら、矛盾がないように関連付けながら、緻密に作業を進めていただいたことに感謝申し上げます。委員の方々から貴重なご意見をいただき、さらにより良い条例案ができるのではないかと考えています。完成まで引き続きご協力のほどよろしくお願いいたします。

6. 閉会（委員長）

委員の皆様、時間を過ぎてしまいまして大変恐縮です。これにて終了とさせていただきます。今日はありがとうございました。

閉会